

福島県循環型社会形成推進計画（答申案）

1 計画策定の背景と目的

人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。しかしながら、科学技術の進歩などにより人類が物的な豊かさを享受する一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、様々な環境問題を引き起こしています。

このような現状に対し、わたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動をできる限り地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要があります。

このため、本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特徴を生かした循環型社会の形成を目指し、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定しました。

本条例の目的である循環型社会を形成していくためには、わたしたち一人ひとりが、今日の環境問題が、地球規模の空間的な広がりを持ち、未来世代にわたる時間的広がりを持っていることを認識し、問題の本質や解決の方法について、自ら考える能力を身につけるとともに、率先して実行することが重要です。また、民間の団体、事業者、行政等のあらゆる主体が、自ら責任を持って環境に配慮した活動を行うことはもとより、幅広く連携しながら県民総参加で取り組んでいく必要があります。これら取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」における重点施策体系に示されている「循環型社会の形成」を推進するための計画として位置づけられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」等との関連のもとに策定するものです。

3 計画の期間

本計画の「5 福島県が目指す循環型社会」を平成30年度頃に見据えながら、平成22年度を目標年次とする5年計画です。

4 現状と課題

(1) 自然循環について

福島県は、奥羽山脈と阿武隈高地が縦断する広大な県土に、国立・国定公園、県立自然公園など優れた景観や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境を有するとともに、多様な地形と自然条件の下に植物相や動物相も変化に富むなど、豊かな自然に恵まれています。そのような自然は、永い時間をかけて造り上げられてきたかけがえのない財産であり、県民は、その恩恵を受けて生活を営んできています。

しかしながら、一方で、近年の急速な経済発展や情報化の進展及びそれらに伴うライフスタイルの変化により、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の増大など生活環境が悪化するとともに、自然の破壊が進み、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕するなど生態系が脅かされ、自然の循環が損なわれる現象が生じています。

人の活動は、自然から資源等を獲得することにより、その活動を維持発展させていますが、持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷を自然の循環を阻害しない範囲に止めるよう低減することが不可欠であり、常にその活動が生態系の均衡を保つよう、すなわち自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮されなければなりません。

そのため、水その他の自然的構成要素の良好な状態での保持、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に資する施策に取り組むことが必要です。

(2) 資源循環について

日本では、戦後の経済の高度成長を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済システムとなり、その量的な拡大が自然循環を上回り、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。現実の地球が有限で劣化することは、誰の目から見ても明らかであり、自然環境を悪化させ、天然資源を枯渇させてしまえば人類の生存そのものが危うくなってしまふ恐れがあります。

本県においても、産業廃棄物が年々漸増しており、最終処分場の残余年数の見通しは、長期的には厳しい状況も見込まれます。また、廃棄物の不法投棄、水や土壌の汚染などの環境の悪化等が身近な問題となってきています。

このため、現在の経済システムを転換し、最少の資源を用いて最大の効果を挙げることを念頭に、化石燃料、鉱物資源等枯渇資源の消費抑制を図ることはもとより、再生可能な資源の循環利用の促進と利用後の処分の適正化を図る必要があります。また、地域において持続可能な循環型社会を形成していくためには、再生可能な資源が再生可能な範囲で、地域内でその利用が促進されることが経済コストの面からみても有効です。

(参考資料として、「福島県の物質フローの現状」を掲げます。)

(3) 生活様式及び行動様式について

20世紀の経済成長を最優先する社会経済システムは、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを一般化させたことにより、資源やエネルギーが大量に消費され、環境が汚染されるなどの地球環境問題を引き起こし、深刻化させてきました。

また、それは、自然と人の関係に止まらず、わたしたちの社会に様々な問題を投げかけています。

健全な自然環境を将来の世代に引き継ぐ使命を負ったわたしたちは、人の生命が自然の一部であり、自然環境の中で生かされていることを自覚し、これまでの物を中心とした価値観を見直し、心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。

日本には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた独自の伝統文化があります。その中には、自然や文化を愛し、心豊かに生きること、「もったいない」や「足るを知る」など循環型社会に通じる節度ある生き方も含まれており、今日では、江戸時代のような、物を大切に扱い、再使用、再生利用が徹底され、廃棄物の少なかった循環型社会の経験、歴史が見直されています。

日本人の心には、元来、このような自然と人が共生する知恵と文化が内在しています。循環型社会の形成を目指すには、これらを改めて呼び起こすとともに、世界の先進的・効果的な取組みの視点を取り入れながら、意識改革や人材育成を図ることにより、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルに転換していく必要があります。

5 福島県が目指す循環型社会

(1) 自然循環が保全された社会～自然と人が共生する社会～

人が活動するにあたって、自然の生態系等への配慮を優先することにより、健全な自然循環が保たれ、自然と人が共生する持続可能な社会の実現を目指します。

(2) 適正な資源循環が確保された社会～「ごみ」のない社会～

地球資源に限りがあることを認識し、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の「^{コラム}3Rの推進」を通じて、適正な資源循環が確保された「ごみ」のない社会の実現を目指します。

3 Rの推進

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle)の頭文字を取って「3 R (スリーアール)」と呼ばれます。優先すべき順位と意味は、次のとおりです。

一番目のR (リデュース)は、ごみになるものを減少させること、ごみを出さないことなど、つまりごみの発生・排出を減量又は抑制することです。

二番目のR (リユース)は、ビンや製品の部品をごみにしないで再使用する、つまり使える物は繰り返し使うことです。

三番目のR (リサイクル)は、ごみを原材料として再び製品をつくる。つまり再生利用することです。

「3 R」の国際的な推進を目指し、小泉首相が、平成16年6月に米国のシーアイランドで開催された主要国首脳会議 (G8サミット)において提唱して合意を得た「3 Rイニシアティブ」が、平成17年4月、東京において開催された「3 Rイニシアティブ会合」において正式に開始されたことにより、「3 Rの推進」は、国内に止まらず世界的な取組みとなっています。

なお、「3 R」の他に「4 R」や「5 R」を使って取り組んでいる事例もあります。(19ページの「コラム」を参照)

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～

日本の精神文化である「^{コラム}もったいない」の心が生かされ、物を大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会の実現を目指します。

コ ラ ム

「もったいない」について

平成16年、環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニアの副環境相ワンガリ・マータイさんが、平成17年2月に来日した際、日本語の「もったいない」という言葉を知って感銘を受けました。そして、同年3月にニューヨークの国連本部で開催された「国連婦人の地位向上委員会」の演説の中で、日本語の「もったいない」を環境保護の合言葉として「世界的「もったいない」キャンペーンを展開し、資源を有効的に利用しましょう」と訴えました。

このことは、多くの日本人に改めて「もったいない」の意義を呼び起こし、本県においても県商工会連合会を始めとして「もったいない運動」の輪が広がっています。

「もったいない」の言葉は、「その物の値打ちが生かされず無駄になるのが惜しい」という意味を持ち、一人ひとりが「もったいない」の意識を持つことにより、物を無駄にしないで大切に扱うことを教えています。また、「おそれ多い」、「ありがたい」など自然や人からの恩恵に感謝する意味も併せ持っていることから、環境や人を大切にすることに繋がり、共生の論理に立った本県の循環型社会形成の趣旨に合致する言葉です。

平成17年7月に実施した県内の小学生、中学生及び高校生約2500人を対象とした「『もったいない』に関するアンケート調査」の結果では、小・中・高生とも98%の児童・生徒が「もったいない」の言葉を知っていました。また、80%を超える児童・生徒が、自分の生活の中に「もったいない」と思うことが今までにあったと答えており、若い世代にも「もったいない」の言葉が理解されていることがわかりました。(アンケート調査結果の詳細は、福島県ホームページの「うつくしま、循環型社会情報ネットワーク」に掲載)

これらのことから、日本人の伝統的な心として引き継いできた「もったいない」の言葉を本計画のキーワードの一つとして活用することとします。

6 施策の展開

(1) 自然循環の保全～自然と人が共生する社会を目指して～

循環型社会は、人間が生態系の多様な機能に支えられており、その生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っています。人が活動するにあたって、自然を賢く利用するなどその均衡が損なわれないよう自然循環を保全するため、次のことに取り組みます。

森林の保全、整備等

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成に果たす役割が大きいことから、森林を適正に保全し、整備するため必要な施策を行います。

また、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業の振興を図るため、林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、県産木材等の安定供給や需要の拡大等必要な施策を行います。

さらに、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深めるとともに、県民等が自発的に行う森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 重視すべき機能に応じた森林の整備を促進します。
- ・ 森林の荒廃を未然に防ぎ多面的機能を確保するため、人工林の間伐や林内路網の整備、里山などにおける天然林の育成等森林施業を推進し、健全な森林を整備します。
- ・ 森林病虫害及び森林火災の発生を防止します。
- ・ 林業担い手の育成確保のため、就業の促進及び森林や林業に関する知識と技術の普及指導を行うとともに、一般市民等に対して森林や林業についての学習機会や情報の提供を行います。
- ・ 森林組合の経営基盤の強化を図るとともに、造林業者・素材生産業者の経営基盤の強化を図ります。
- ・ 県産木材等の安定供給体制の整備を図るとともに、利用促進や品質向上による県産木材等の需要の拡大や、栽培きのご類・木炭等の特用林産物の振興を図ります。
- ・ 森林とのふれあいの推進や森林整備ボランティア活動の支援等により、県民参加による森林づくり運動を推進します。
- ・ 県民の理解のもと一人ひとりが森林を守り育てる意識を持ち、森林環境保全に参画する新たな森林づくりを推進します。

持続性の高い農業生産方式の普及等

農業による環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立を図るため、^{コラム}持続性の高い農業生産方式の導入を促進するとともに、それらを担う人材の育成及び確保を図るため必要な施策を行います。

また、水源かん養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全・整備するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 自然環境保全等に配慮した整備を推進します。
- ・ 持続性の高い生産方式に取り組む農業者であるエコファーマーを育成しま

す。

- ・ 地域における有機性資源の循環利用を進めるため、推進体制を整備しながら、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農地の流動化等により、遊休農地の発生の防止と活用の促進を図ります。

コ ラ ム

持続性の高い農業生産方式

持続性の高い農業生産方式とは、将来にわたって農業生産を持続的に行うことができる効果が高い技術のことであり、「土づくり」、「化学肥料の低減」、「化学農薬の低減」を一体的に行う生産方式のことで、それを導入することによって、一般の栽培方法における化学肥料及び化学農薬の使用量を2割以上削減することとしています。

また、環境への一層の負荷低減を図るため、有機栽培（化学肥料・化学農薬を使用しない栽培）特別栽培（一般的栽培で使用する化学肥料・化学農薬を5割以上削減する栽培）の産地づくりも推進しています。

水産資源の適正な保存、管理等

水産資源の適正な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全と改善やそれらを担う人材の育成と確保その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 本県海域における資源の調査を行うとともに、主要魚種についての適正な資源利用を示した「資源回復指針」を策定し、漁業者との協議により「資源回復計画」の作成を推進するとともに、操業の効率化等を支援します。
- ・ 持続可能な栽培漁業等の生産方式を推進します。
- ・ 河川や湖沼などの内水面域における水産資源の増殖を推進します。
- ・ 本県水産業が、水産物の安定供給という使命を果たしながら、漁場環境保全や地域振興などの多面的機能を発揮するため、漁業担い手を確保するとともに、意欲的な担い手を育成します。

健全な水の循環を保全するための総合的な管理

水環境が、人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われ、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、工場・事業場からの排水の規制、地下水等の汚濁の防止に関する規制等について、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等を適正に運用するとともに、排水処理施設等の適正な整備等の促進その他必要な施策を行います。

また、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は

浸透のための施設の整備を促進するために必要な施策を行います。

さらに、県民等が自発的に行う水環境の保全活動や当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 本県の良い水環境を将来の世代に引き継いでいくため、本県の特徴を踏まえた治水・利水・環境保全を含めた総合的な水管理計画を策定します。
- ・ 公共用水域や地下水の水質汚濁状況を監視します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁の主な原因とされている生活排水について、県、市町村、県民等が一体となった対策を推進します。
- ・ 下水道事業の推進及び適切な維持管理により生活排水対策を進めます。
- ・ 農業集落排水事業の推進及び適切な維持管理により、生活排水対策を進めるとともに、農業用排水の水質保全を図ります。
- ・ 合併処理浄化槽設置の推進及び適切な維持管理の推進により生活排水対策を進めます。
- ・ 水源地では、雨水の地下への浸透を促し、水源かん養機能の向上を図るとともに、都市部においては河川等の急激な増水を軽減するため、雨水浸透柵、雨水浸透溝、雨水貯留槽、透水性舗装等の整備を推進します。
- ・ 雨水や下水処理水等の散水用水への活用など、中水利用を促進します。
- ・ 上下流の地域住民の交流や、流域協議会等の水環境保全団体の活動を促進します。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産とも言えます。また、その恵みのもと、人々はこの地域の特性を生かした固有の伝統や文化を創り出してきただけでなく、県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから、このかけがえのない水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

このことから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 工場、事業場からの排水について、窒素及びりんに係る排水規制を行います。
- ・ 下水道及び農業集落排水における高度処理施設の導入を促進します。
- ・ 住宅等への窒素除去型合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ 釣りやキャンプ等のレジャー等における水環境への配慮を促進します。

- ・ ヨシやアサザ等の群落が形成されている区域など、良好な水環境を保全することが特に必要な区域を、水環境保全区域として指定します。
- ・ 「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う環境にやさしい農業の推進とエコファーマーの育成を図ります。

野生動植物の保護

県民にとっての財産である野生動植物を保護するため、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するとともに、あつれきを生じている野生動物との共生を図るための検討など必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 希少野生動植物の保護基本方針に基づき特定希少野生動植物の指定や捕獲の禁止等保護のための施策を行います。
- ・ 野生動植物保護サポーター制度の充実による保護監視体制の整備・充実を図ります。
- ・ ツキノワグマ、サル等の生息状況等の調査を行い、保護管理のための対策を検討します。
- ・ 野生動植物に関する教育、学習機会の充実や広報活動の実施等普及啓発を推進します。
- ・ 外来生物による野生動植物への影響を回避するための対策について検討します。

緑化の推進及び緑地の保全

緑は、潤いのある生活空間の形成、防災、大気の浄化や地球温暖化防止など、多くの機能を持つことから、緑化を推進するとともに、緑地を保全するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 緑の少年団活動の支援・植樹祭、育樹祭等緑化イベントの活動支援など緑化運動を推進します。
- ・ 緑の文化財等貴重な緑の保護保全活動を支援します。
- ・ 自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の確保などを図るため都市公園を整備します。
- ・ 都市内の良好な緑地を風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区として指定します。
- ・ 市街地の道路整備において、街路樹等の植栽を推進します。
- ・ 個々の緑をつなげる緑のネットワークの形成を図ります。

自然再生の推進

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、またはその状態を維持管理するなど必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 生態系の保全の観点からの詳細調査・植生の復元方法や野生動植物の生息・生育環境の再生手法等、自然再生に係る調査を実施します。
- ・ 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等自然再生事業を実施します。
- ・ それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や魚類等の生態系に配慮した河川の整備を行います。

県の工事等における健全な自然循環への配慮

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うにあたっては、環境への負荷が少ない工法を採用することなど、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

【具体的な施策】

- ・ 環境影響評価法、福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施します。
- ・ 県が行う公共事業のうち、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象とならない事業に関し、計画、実施の各段階において自然循環・資源循環に配慮した取組みを率先して行います。
- ・ 自然公園などの良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、けもの道の確保など生態系全般との共生を図る道路（エコロード）整備を推進します。

（２）適正な資源循環の確保等～「ごみ」のない社会を目指して～

有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えています。その負荷をできる限り軽減するため、再生可能な資源が持続的に利用されるとともに、地域内でのその利用が促進されるよう、再生不可能な資源はその消費が抑制されるよう、また、循環利用が行われなくなったものについては、適正に処分されるよう、次のことに取り組みます。

資源及びエネルギー消費の抑制

資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、職場や家庭における消費抑制の取組みや循環資源の利用についての普及啓発その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 低公害車等の普及促進、アイドリングストップ、家庭、事業所における節電や節水など、省エネルギーの取組みを促進します。
- ・ 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者、一消費者として県の機関における省資源・省エネルギーの取組みを推進します。
- ・ 県有施設の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等、省資源・省エネルギー対策を行います。
- ・ 長寿命で、省エネルギー基準を満たす住宅建設の促進により、廃棄物の削減、省エネルギー対策を行います。

新エネルギー利用等の促進

新エネルギー利用等の促進を図るため、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 県自ら新エネルギーの導入を進めるとともに、市町村や民間における導入を促進するため、産学民官の連携体制を強化し、その導入方策について検討します。
- ・ 新エネルギーに関する情報発信を行うことにより、県内市町村、事業者及び県民への普及啓発を図り、積極的な導入を促進します。
- ・ 市町村が行う新エネルギーによるまちづくりの支援や県民一人ひとりが行う住宅用太陽光発電システムの導入への支援をはじめとして、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。

環境への負荷を低減するための交通の円滑化

交通渋滞等に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 交通渋滞の緩和、解消を図るためバイパス、交差点改良等の整備を推進します。
- ・ 「ノーマイカーデー」や「バス・鉄道利用促進デー」など、公共交通機関の利用促進のため普及啓発を実施します。
- ・ 環境への負荷の少ない持続可能な歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりにふさわしい公共交通輸送の在り方等について研究を進めます。
- ・ 物流拠点としての本県港湾の利便性の向上により、二酸化炭素等の排出量が少ない船舶の利用の促進を進めます。

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

「福島県廃棄物処理計画」の推進を図り、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生の抑制や循環資源の循環的利用に関する活動を促進するため、情報の提供等必要な施策を行います。

また、「3R」を積極的に推進し、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進などに努めます。

【具体的な施策】

- ・ 廃棄物（ごみ）ゼロを目指したアイデアや取組みを募集し、顕彰や取組事例の紹介を行うなど、ゼロエミッションの実現に向けた取組みを推進します。
- ・ 物を修理して長期間使用することの取組みを推進します。
- ・ 過剰包装防止対策を推進し、ごみの減量化を図ります。
- ・ 家庭等の生ごみの自家処理を推進します。
- ・ 容器包装リサイクル法に基づく再商品化を促進するため、標準的な分別収集方法の普及など、市町村への助言等を行うことにより分別収集の促進を図ります。
- ・ 集団回収を促進し、リユースやリサイクルを推進します。
- ・ 溶融スラグの利用促進などにより、リサイクルを推進します。
- ・ 資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づき、建設副産物の発生抑制、再資源化等建設リサイクルを推進します。
- ・ 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等、食品リサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル法に基づき、家電製品の収集、運搬、再商品化等の推進等家電リサイクルを推進します。
- ・ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化の推進等自動車リサイクルを推進します。
- ・ 農業用使用済みプラスチックの適正処理とリサイクルを推進します。また、生分解性プラスチック等の導入による排出の抑制に努めます。
- ・ 汚水処理汚泥の減量化やリサイクルを推進します。
- ・ うつくしま、エコ・リサイクル製品の認定や、県による優先的な使用及び普及促進を図ります。

コ ラ ム

ゼロエミッション

ある産業で排出される廃棄物を、別の産業の原材料として活用し、地球全体として廃棄物をゼロにすることを旨とする。平成6年に国連大学により提唱されました。

ゼロエミッションは、「廃棄物ゼロ」を意味しますが、それだけでなく、物を大切に使う、長持ちする製品を作る、使い終わった製品はリサイクルさせて何度も使うなど、最近では有限な地球を前提とした循環型社会形成の重要なコンセプトとなり、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業活動などを表すより広い意味を持つキーワードとして使われています。

ゼロエミッションを実現するために、次のとおり、6つの原則が守られる必要があります。

再生可能な資源は、再生される資源量を上回って消費しない。

再生不可能な資源は、資源の生産性を向上させるとともに、再生可能でクリーンな代替資源を開発し、その生産量に見合う範囲で消費できる。

自然界の許容限度を超えて廃棄物を排出しない。

経済活動、日常生活の場で、できるだけ脱物質化を図る。

地上ストック資源の有効活用を図る。

環境コストを内部化させ、環境効率の高い市場経済をつくる。

なお、廃棄物をゼロにする取組みは、このほかに「ゼロ・ウェイスト」として取り組まれている事例もあります。

事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

事業者による循環型社会の形成への取組みを促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんします。
- ・ ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む県内の小売店、事業所、飲食店等を認定し、環境にやさしい取組みを広げることにより、ごみの減量化やリサイクルの一層の推進を図ります。
- ・ 事業者における環境負荷低減活動を促進するため、ISO 14001 やエコアクション2.1 など環境マネジメントシステムに関するセミナーや説明会を開催します。

- ・ 企業群、組合等が実施する環境負荷低減の取組みについて支援を行います。
- ・ 商店街等において循環型社会の推進と活性化効果が期待される取組みを支援します。
- ・ 事業者が、環境保全への取組状況を広く社会に公表するための環境報告書や環境保全に関する事業等の費用対効果を定量的に明らかにする環境会計についての啓発を図ります。

環境物品等への需要の転換の促進

県民等が物品を購入し、若しくは借り受けあるいは役務の提供を受ける場合は、^{コラム}環境にやさしい物品等を選択することを促進するため、普及啓発その他の必要な施策を行います。

また、県は環境にやさしい物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達にあたっては環境にやさしい物品を選択するよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 省エネルギーに優れた製品や再生利用製品など、^{コラム}環境にやさしい物品等の購入（グリーン購入）のより一層の普及啓発を図ります。
- ・ 物品の購入にあたっては、グリーン購入に努めるとともに、うつくしま、エコ・リサイクル認定製品の優先購入に努めます。

環境にやさしい物品等（グリーン購入）

環境にやさしい商品認定マーク一覧表

<p>エコマーク</p>  <p>環境保全に役立つ日用品や文具などの商品につけられるマークです。</p>	<p>グリーンマーク</p>  <p>古紙を40%以上使って作られたノートなどについているマークです。</p>	<p>牛乳パック再利用マーク</p>  <p>牛乳パックから作られたトイレットペーパーなどに表示されているマークです。</p>
<p>省エネ性マーク</p>  <p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示するマークです。エアコンなどについています。</p>	<p>国際エネルギースタースターマーク</p>  <p>国際エネルギースタープログラムにより設けられた基準をクリアしたパソコンなどに表示されているマークです。</p>	<p>再生紙使用マーク</p>  <p>古紙の含まれる割合（古紙配合率）について表示するマークです。</p>
<p>間伐材マーク</p>  <p>間伐材を用いて作られた机・椅子などの製品に表示されているマークです。</p>	<p>環境共生住宅認定マーク</p>  <p>環境に与える負荷がより小さく、生活の質がより高いと認定された住宅に表示されているマークです。</p>	<p>低排出ガス車認定マーク（平成17年排出ガス基準）</p>  <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、4つ星、3つ星の2段階があります。（平成12年排出ガス基準による認定マークもあります。）</p>
<p>FSC認証マーク</p>  <p>適切な森林管理がなされていると認証された森林から出された木材・木材製品（ティッシュペーパー等）に表示されるマークです。</p>	<p>ペットボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>ペットボトルをリサイクルして作られた繊維、シート、ボトル、成形品などに表示されているマークです。</p>	<p>うつくしま、エコ・リサイクル製品認定マーク</p>  <p>主として県内で生じた廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品に表示されているマークです。</p>

- ・マークには他にも種類があります。
- ・マークが付いた商品以外にも、詰替用洗剤、生ごみ処理機など環境にやさしい商品があります。

地産地消の促進

県内における資源の利活用と地域経済循環の活性化に向けた地産地消の取組みは、エネルギー消費の抑制等環境への負荷の低減に資する効果もあることから、県民等のさらなる地産地消の促進に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 県の主催する会議やイベント等において県産品等の積極的な利用に努めます。
- ・ 全県的な運動として「地産地消」を推進し、「地産地消月間」を契機として地域が有する資源の利活用を促進します。
- ・ 公共施設等の県産木材や石材等の積極的な活用や県産資材の利用促進を図ります。
- ・ 地産地消に積極的に取り組む県内の店舗を指定すること等を通じて、地産地消の普及と県産品の利用拡大を図ります。
- ・ 食品産業等（加工・外食・^{なかしょく}中食等）や学校給食等における県産農林水産物の利活用の拡大を図ります。

バイオマス製品の利用促進

バイオマスは、植物が光合成を行う限り枯渇することがない再生可能な資源であるばかりでなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させない資源です。森林資源や海洋資源等地球上の広範囲にわたって莫大な量があることから、現在利用していないバイオマスをエネルギー源として有効に活用すれば、化石燃料の一部を代替する有望な資源となります。このため、県民等のバイオマス製品の利用を促進するため、必要な施策を行います。

また、バイオマスの^{コラム}カスケード利用を推進するとともに、地域にあるバイオマスを、その地域に関わりのある人や技術等を生かしながら、その地域で消費し、可能な限り余すことなく循環利用できるよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」に基づき、バイオマスの総合的な利活用を推進します。
- ・ 農林業や農村等から発生する家畜糞尿など有機性資源の循環利用を進めるため、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- ・ 間伐材や剪定枝など木質バイオマスの利用促進を図ります。

コラム

カスケード利用

カスケード利用とは、資源を1回だけ利用するのではなく、使って性質が変わった資源や、使う際に出る廃棄物を新たな用途に使用する、という具合に資源を多段階（カスケード）に活用することを言います。

バイオマスを利活用する場合、すぐに燃料等によりエネルギーとしての利用を図るのではなく、より有効に活用するために段階的に利用する必要があります。

例えば、木質系のバイオマスであれば、まずは、柱や板を生産し、その残りの端材を紙やボードの原料として利用、製材段階で発生するオガ屑はきのこの菌床、樹皮は家畜敷料やたい肥、さらにペレットなどに加工して燃料に利用し、その焼却灰は土壌改良材にするといった、段階的な利活用を言います。

産業廃棄物の適正処理

「福島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の発生・処分及び処理が適正に行われるよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等について、立入検査の実施等により適正処理の推進を図ります。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や時間外の警備会社への監視委託等、産業廃棄物不法投棄の防止対策を推進します。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を行うための産業廃棄物処理施設の確保に向けて、各種施策に取り組みます。

環境の保全上の支障の防止及び除去等

循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、条例等に基づき必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 循環資源の利用や処分により、大気、水及び土壌の汚染等の環境保全上の支障が生ずることを防止するため、必要とされる措置を講ずるよう指導を行います。
- ・ 循環資源の不適正な処分により、環境が汚染され、あるいはそのおそれがある場合、環境保全上の支障の除去のために必要な措置を講じます。

- ・ 住民の健康及び生活環境の安全の確保のため、循環資源が不適正に利用又は処分されないよう監視をします。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～

循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、日常生活、学問・研究や事業活動などあらゆる場面において環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、環境問題の解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら率先して取り組むことが必要です。このため、「もったいない」や「足るを知る」など日本人に伝統的に引き継がれてきた心を生かすなどの環境教育・学習等により、意識や価値観の転換を促し、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう次のことに取り組みます。

循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

地球温暖化を始めとした地球環境問題や、その解決策としての資源及びエネルギーの節約、ものを大切にすること又それに値するものを作ること、不用になったものを修理・改造して利用すること、地元で生産されたものを地元で利用することなど、循環型社会の形成に向けた県民等の理解を促進するため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実など必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 学校生活における省資源・省エネルギーをはじめとした環境負荷軽減に関する実践を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。
- ・ 環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童生徒の環境学習の充実を図るとともに、様々なテーマによる体験を重視した環境教育の指導を行うことのできる指導者の育成を図ります。
- ・ 環境への関心を深めてもらうため、各種団体や市町村等が行う研修会等に対し、環境アドバイザー等を派遣し、講演やアドバイスを行います。
- ・ 環境の現状や体験型の学習プログラムなどの環境情報をデータベース化し、インターネットなどにより提供します。
- ・ 自然体験などを通じた環境学習により、自然を愛護する態度と、環境保全のリーダーとして活躍できる実践的な力を身につけた児童・生徒の育成を図ります。
- ・ 環境保全への理解を深めるため、エコツーリズム等により、自然体験・自然学習活動を推進します。
- ・ 地域や学校、環境保全活動団体などが、情報を交換し、協力して活動を展開することができるようネットワークづくりを促進します。

県民等の自発的な活動の促進

県内で取り組まれてきた「^{コラム}4 R 運動」、^{コラム}「マイバッグ運動」や各種リサイクル活動を始め、最近の「もったいない運動」など県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動を促進するため、技術・技能や経験を持った人材の活用や人材の育成を図るとともに、情報の提供その他の必要な支援を行います。

また、自発的活動の動機付けとして、本計画の別表として「もったいない50の実践(仮称)」を例示するなど、誰もが身近にできる取組みを促進します。

【具体的な施策】

- ・ 環境にやさしいライフスタイルが実践されるよう、家庭におけるエネルギーの利用状況を把握する環境家計簿の普及を図ります。
- ・ 地域や団体で環境保全活動を行っている県民を対象として講習会を開催し、環境学習や環境保全活動のリーダーを養成し、環境保全活動の裾野の拡大と活性化を図ります。
- ・ 県民、事業者及び行政等が、環境保全活動について、それぞれの役割を尊重しながら、共通の理解に立って相互の交流・連携が図られるよう支援します。
- ・ 県民主導の「もったいない運動」が広く展開できるよう支援を行います。

コ ラ ム

「4 R 運動」と「マイバッグ運動」

3 Rにごみの抑制(リフューズ: Refuse: ごみになるものを拒否する)や修理(リペア: Repair: 修理して使う)を加えて「4 R」、または、それ以外の取組みを加えて「5 R」等を提唱する事例もあります。

県内では、県商工会連合会が、循環型社会の実現を目指して、資源・環境問題を経営活動に携わる者の自らの課題として認識するとともに、消費者の生活意識の変革を促すことに重点を置いて、平成9年度から、3 Rに抑制(リフューズ)を加えた「4 R 運動」を推進しています。

また、同連合会は、平成6年から、買い物に自分の買物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにする「マイバッグ運動」にも取り組み、グロサリーバッグ(生鮮品を除いた日用品等を入れるバッグ)を作成して、各商工会へ配布するなどの活動も行っています。

(4) 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

調査の実施

循環型社会の形成に関して、県内の実態やニーズを把握するため、必要な実態調査や県民等に対するアンケート等を実施します。

科学技術の振興

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、産、学、官における研究開発はもとより、それらの連携・協働による研究開発の推進やその成果の普及その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ ハイテクプラザにおいて、排熱回収システムや新エネルギー発電システム等の研究・開発を行います。
- ・ 民間の技術開発を支援するとともに、開発した新たな技術の活用に努めます。
- ・ 農林業関係試験研究機関において、環境負荷低減技術や木質資源等の利用技術の開発を行います。

経済的措置

循環型社会の形成に関する施策を実施するため、^{コラム}産業廃棄物税や^{コラム}森林環境税を活用するなど必要な経済的措置を行います。

コ ラ ム

産業廃棄物税と森林環境税

次の趣旨で創設され、平成18年4月1日から施行される県税（目的税）です。

【産業廃棄物税】

本県の循環型社会形成に向けた取組みの一環として、産業廃棄物の排出削減への技術的・経済的な支援、リサイクル技術の導入支援、不法投棄防止対策の強化等の施策に要する費用に充てることを目的としています。

排出された産業廃棄物が県内の最終処分場に埋め立てられる際に、排出事業者又は中間処理業者を納税義務者として課税されるものです。

【森林環境税】

水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費に充てることを目的としており、県民個人や法人等に課税されるものです。

7 計画の推進

循環型社会の形成は、国においては、「循環型社会形成基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」(以下「国計画」という。)により推進されていますが、本計画は、国計画と相まって、本県の実情に則して、独自性と主体性を持って本県が取り組むべきビジョンや施策等を掲げるものです。目標に向かって、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が連携し県民総参加で推進していきます。

コ ラ ム

循環型社会の形成に向けた国と県の取組みの特徴と関係

国では、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で、「循環型社会」とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。そして、当該法律に基づいて、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、諸施策が推進されています。

一方、本県においては、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくとの基本的考え方に立って、「循環型社会」を「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」と定義付け、循環型社会形成の対象を資源循環のみならず自然循環まで広げるとともに、心のあり方やライフスタイルの転換をも視野に入れた独自の「福島県循環型社会形成に関する条例」を平成17年3月に制定しました。

そして、本計画では、

自然循環の保全

適正な資源循環の確保等

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

という条例の3つの理念を施策推進の柱として循環型社会の形成を目指すこととしています。

本県の主体的な取組みは、国の取組みと相まって、より本県の特性に応じた循環型社会の形成を推進していこうとするものであり、本県の考え方や取組みが広く県外にも波及していくことを目指すものです。

(1) 県民の役割

県民一人ひとりには、恵み豊かな環境を子や孫の世代に引き継いでいくとの考えに立って「もったいない」や「3R」を実践するなど、できる限り環境に負荷をかけないような生活・行動を実践することにより、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルの実現に努めます。

- ・ 自然を利用するにあたっては、自然の保護に配慮し、自然循環が健全に保たれるよう努めます。
- ・ 日常生活において、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の自家処理や分別排出に努め、無駄を省き、廃棄物を少なくする生活を実践します。
- ・ 消費活動において、グリーン購入に努めるなど環境負荷の小さな事業活動を実践している事業者を支援することで、事業者の資源循環に向けた取組みを促します。
- ・ 修理等によって製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物になることを抑制するとともに、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めます。
- ・ 地域の一員として、NPO・NGO等や行政などの活動に対して協力・支援することで、地域の取組みを促進します。
- ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

(2) 民間の団体等の役割

NPO・NGOや事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資する取組みを自主的且つ主体的に実践するとともに、関係事業者等及び行政と連携し、又それらの活動を補完、支援するなど、循環型社会づくりを加速する役割として、次のことに取り組みます。

- ・ 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進するため、知識の普及啓発に努めます。
- ・ 心の豊かさを重視した賢い県民のライフスタイルへの転換を図るため、「もったいない」運動など環境保全を図る県民主体の地域の活動に取り組みます。
- ・ 「3R」を推進する先導的な取組みを行います。
- ・ 自ら、又は産・学・民・官の連携・協働による研究開発に取り組むとともに、その成果の普及に努めます。
- ・ 自らも環境にやさしい物品の購入（グリーン購入）に努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、排出者責任及び拡大生産者責任^{コラム}の考え方にに基づき、その事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減を図り、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよう次のことに取り組みます。

- ・ 原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を行います。
- ・ 原材料等がその事業活動において循環資源となったときは、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を行います。
- ・ 循環的な利用が困難な循環資源については、自らの責任において適正な処分をします。
- ・ 製品、容器等の製造・販売を行う事業者は、当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するため、再使用・再生利用しやすい材料を使用して製造するとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分を表示し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、その適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を行います。
- ・ 製品の修理等の需要に応えるサービスの提供に努めます。
- ・ 再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県や市町村等が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。
- ・ 廃棄物の3Rの推進、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化・再資源化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システムを構築する役割を担います。
- ・ 自らも環境にやさしい物品の購入等（グリーン購入）に努めます。

コラム

「排出者責任」及び「拡大生産者責任」

「排出者責任」とは、廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきとの考え方であり、廃棄物・リサイクルの対策の基本的な原則のひとつです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うことなどが挙げられます。

廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

また、「拡大生産者責任」とは、生産者が、自ら生産した製品について、生産・使用段階だけでなく、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品の設計を工夫すること、製品の材質又は成分を表示すること、一定の製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが挙げられます。

現在の廃棄物問題の解決のためには、「出された廃棄物を適正に処理する」という対応では限界があり、物の製造段階にまで遡った対策が必要になっていくことから、この「拡大生産者責任」の考え方が重要になっています。

(4) 行政の役割

市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任者として、適切な処理・処分を実施するため、次のことに取り組みます。

- ・ 一般廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、住民、事業者等に対して、積極的に情報提供を行うなど、意識の啓発に努めます。
- ・ 容器包装のリサイクルを促進するため、容器包装廃棄物の分別収集に努めます。
- ・ 環境にやさしい物品の購入等（グリーン購入）に率先して取り組みます。
- ・ 県民、NPO・NGO等の取組みへの支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努めます。

県

県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整、推進する立場から、関係法令の適正な施行に努めることはもとより、次のことに取り組みます。

- ・ 環境にやさしい物品の購入等（グリーン購入）に率先して取り組みます。

- ・ 市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行います。
- ・ 県民、NPO・NGO、事業者、市町村の取組みに対する支援、取り組み易い環境の整備、関係主体間の連携促進等に努めます。
- ・ 環境保全活動を促進するためには、環境教育が不可欠であることから、学校教育や社会教育など各分野での環境教育を推進するとともに、人材の育成や情報提供、学習の場の提供などを行う、総合的な環境教育の拠点の整備について検討します。
- ・ 循環資源に関する環境技術や国内外での取組みなどについて、情報を収集・提供するとともに、課題解決のための調査・研究を行います。
- ・ 本計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組みについて、県内に限らず広く他の都道府県や国等に発信し、それらの取組みとの調整を図りながら、必要に応じて連携・協働による広域的な取組みを行います。

(5) 連携

大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルは、日常生活、事業活動等社会全般に浸透しています。

今後、これまでの価値観を見直し、循環型社会にふさわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、民間の団体等、事業者及び県や市町村の各主体がそれぞれの役割を果たしていただくだけでは大きな成果を上げていくことはできません。

循環型社会の形成は、総合的な取組みであることから、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官^{コラム}の各主体が幅広く連携するなど、超学際的に連携をすることが必要です。そのため、横断的な情報交換や交流の場を積極的に設けるなど、ネットワーク作りに努めます。

8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の実績を取りまとめ、福島県循環型社会形成
庁内推進会議においてP D C Aサイクルによる進行管理を行うとともに、結果等を
公表します。
- (2) 各施策目標は、「別表 2 」に掲げる各項目の達成度を的確に表す方法（数値目標
又はその他の方法）で表示します。
- (3) 本計画は、最終年度（平成 2 2 年度）に点検を行い、その結果等を踏まえ、次期
計画を策定します。

別表 1

もったいない50の実践

- | | |
|-------|--|
| 水 | <ul style="list-style-type: none">・ 水道を出しっぱなしにしないようにしましょう。・ 油や生ごみは排水に流さないようにしましょう。・ 洗剤は適量を使用しましょう。・ お風呂の水は洗濯などに利用しましょう。・ 台所では水切りネットを使用しましょう。・ 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用しましょう。 |
| 自然 | <ul style="list-style-type: none">・ 身近なところに花や木を植えましょう。・ 行楽でのごみは持ち帰りましょう。 |
| 電気・燃料 | <ul style="list-style-type: none">・ 使わない部屋の照明は消しましょう。・ 休み時間の照明は消しましょう。・ コンセントを抜き待機電力を減らしましょう。・ 見ていないテレビは消しましょう。・ 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めましょう。・ 冷暖房機器は適正な温度に設定しましょう。 |
| 自動車 | <ul style="list-style-type: none">・ 燃費のよい車に乗りましょう。・ 近い場所には車でなく、徒歩や自転車で行きましょう。・ マイカー移動でなく公共交通機関を利用しましょう。・ アイドリングストップに努めましょう。・ 車の相乗りに努めましょう。・ 車の定期的な点検・整備を行いましょう。 |
| 衣服 | <ul style="list-style-type: none">・ 古着をリフォームして使いましょう。・ 不要になった衣服は譲り合いましょう。・ 衣類を生地にしてリサイクルしましょう。 |
| 紙 | <ul style="list-style-type: none">・ 紙は両面を使用し無駄に使わないようにしましょう。・ 紙はリサイクルしましょう。 |

- ごみ
 - ・ できるだけごみを出さないように努めましょう。
 - ・ ごみの分別は徹底的に行いましょう。
 - ・ 生ごみを堆肥化してリサイクルしましょう。
 - ・ ごみのポイ捨てはやめましょう。

- 食品
 - ・ 料理は食べられる量だけ作りましょう。
 - ・ 食べ残しをしないようにしましょう。
 - ・ 料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。
 - ・ ばら売りや量り売りを利用しましょう。

- 食器等
 - ・ 使い捨てのコップ、皿はなるべく使わないようにしましょう。
 - ・ 使い捨てのはしやスプーンなどは、できるだけ使わないようにしましょう。

- 容器包装
 - ・ 過剰包装を断りましょう。
 - ・ 飲み物はペットボトルより水筒を利用しましょう。
 - ・ マイバック（買い物袋）を持参して、レジ袋を断りましょう。
 - ・ リターナル瓶を利用しましょう。

- 買い物
 - ・ フリーマーケットを活用しましょう。
 - ・ 洗剤やシャンプーは詰め替え品を買きましょう。
 - ・ エコマーク等の環境にやさしい商品を買きましょう。
 - ・ 買い物は必要なものだけ買しましょう。

- 製造・販売
 - ・ 分別・リサイクルしやすい製品づくりに心がけましょう。
 - ・ 過剰包装はやめましょう。

- 全般
 - ・ 捨てる前にもう一度考えましょう。
 - ・ 壊れたものは、できるだけ修理して使いましょう。
 - ・ 手作りを楽しみながらリサイクルしましょう。
 - ・ できる限り地元でできたものを利用しましょう。
 - ・ 先人の知恵や技を学びましょう。

別表 2

数 値 目 標

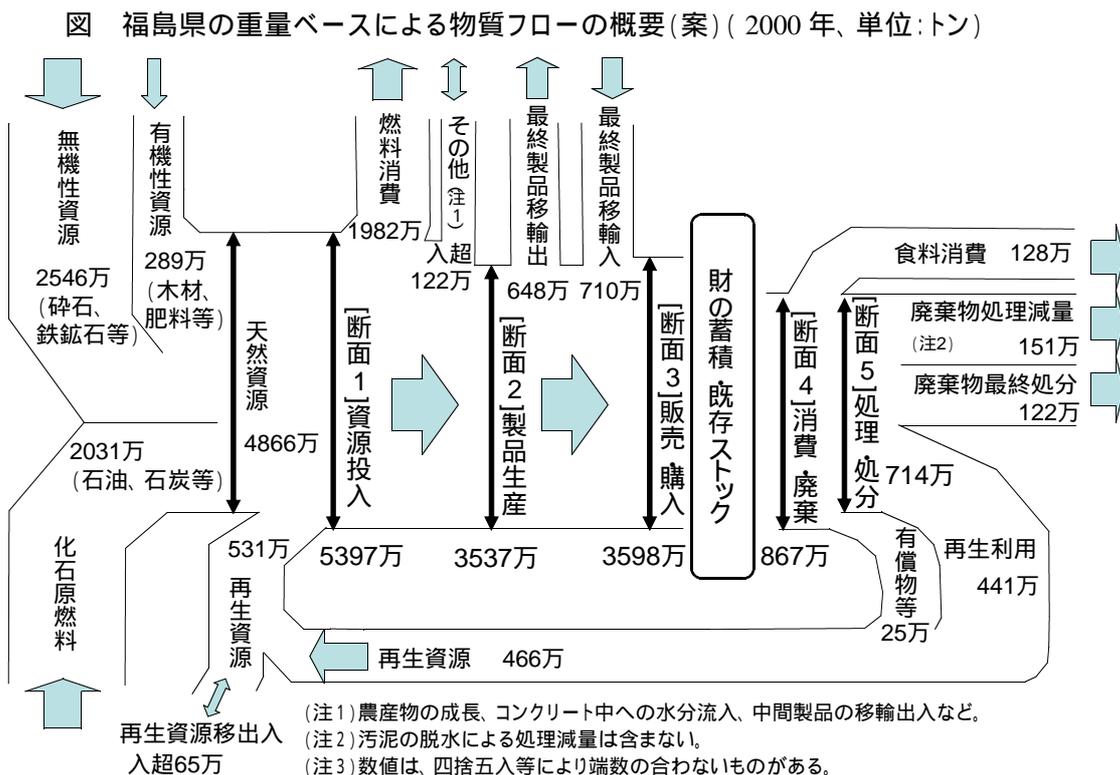
指 標 名	現 況	目 標
	平成 1 6 年度	平成 2 2 年度
【自然循環の保全】		
県立自然公園利用者数	8,606千人	10,000千人
森林整備ボランティア参加者数	14,853人	33,000人
間伐実施面積	3,608ha	4,400ha
エコファーマー認定者数	5,570人	10,000人
「環境にやさしい米づくり」面積	7,559ha	51,900ha 目標H19年度
汚水処理人口普及率	62.1%	76%
水質環境基準達成率	90.9%	100%
猪苗代湖のCOD(化学的酸素要求量)値	0.6mg/l	0.5mg/l
野生動物保護サポーター登録者数	50人	100人
緑地等面積	21.57m ² /人	25m ² /人
【適正な資源循環の確保等】		
一般家庭等における年間電力消費量(1人当たり)	1,857kwh	1,800kwh
二酸化炭素排出量(指数)	123.2 現況H14	93程度
クリーンエネルギー自動車の普及台数	3,566台	15,000台
県有施設への新エネルギー率先導入数(累計)	10か所	20か所
新エネルギーの導入量	143,726kl	184,002kl
一般廃棄物の県民一人一日当たり排出量	1,040g 現況H15	930g
リサイクル率	14.5% 現況H15	26%
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数	32品	100品
県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数(累計)	266事業所	410事業所

指 標 名	現 況	目 標
	平成16年度	平成22年度
グリーン購入アンケートによる取組率	62%	80%
産業廃棄物減量化・再生利用率	93% 現況H15	93%
産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量	7.1g - TEQ 現況H15	6g - TEQ
【心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換】		
環境アドバイザー等派遣事業の受講者数(累計)	14,485人	18,000人
うつくしまエコリーダー認定者数	1,446人	1,800人
「もったいない運動」取組団体数	- 団体	200団体

本計画の最終年次であるとともに、「うつくしま21」及び「廃棄物処理計画」等の目標年度である平成22年度を目標年次として設定します。

福島県における物質フローの現状

本県における「物質の流れ」について、各種統計データの積み上げを基礎に、産業連関表のデータによる県内外の移出入量の推計等を加えて、重量ベースで「物質フロー」を作成しました。統計資料の年度をできるだけ揃えるために、最新の福島県産業連関表の対象年である2000年（暦年）時点で捉えた物質フローは、次のとおりとなっています。



この図では、「物質の流れ」を次の5つの断面でとらえています。

- 【断面1】資源投入：生産のための化石原燃料、無機性資源、有機性資源、再生資源の投入
- 【断面2】製品生産：製造業、建設業、農業等の事業活動における製品等の生産
- 【断面3】販売・購入：移輸出、移輸入後の最終製品の販売・購入
- 【断面4】消費・廃棄：食料摂取、有価物、廃棄物の排出
- 【断面5】処理・処分：廃棄物の減量化、再生利用、最終処分